

鎌倉税務署 からのお知らせ

問合せ

鎌倉税務署 個人課税第一部門
☎〇四六七―二二―五五九(代)

◆確定申告書は、自分で書いて提出はお早めに

のみ受け付けます。(申告相談はしません。)

税務署窓口で、所得税・贈与税・消費税についての相談と申告書の受け付けをします。土日祝日は開署していませんが、二月二一日(日)と二八日(日)のみ確定申告書作成のアドバイスや申告書の受け付けをします。

場所 イトーヨーカドー大船店一階 エスカレーター横

期間 二月十六日(火)～三月十五日(月)※土・日・棚卸休館日は除く。

時間 十時～十六時

税務署の駐車場は四月中旬まで利用できません。臨時駐車場もないので、車での来署はご遠慮ください。

◆税理士会が行う年金受給者のための申告指導相談会

年金受給者の所得税の申告が対象です。

なお、各申告書は郵送、税務署の時間外収受箱への投函により提出できます。

対象外 事業・不動産・譲渡(土地・建物・株式等)のある人は税務署で相談してください。
日時 二月十日(水)
九時三〇分～十六時三〇分
(十二時～十三時は除く。受付は十五時三十分まで。相談者多数の場合は早めに受付を終了します。)

●受付期間

①所得税 二月十六日(火)～三月十五日(月)

②消費税(個人事業者) 一月四日(月)～三月三十一日(水)

③贈与税 二月一日(月)～三月十五日(月)

●確定申告書臨時提出所の設置

鎌倉税務署に提出する確定申告書

◆税理士会が行う小規模納税者等のための無料申告相談会

小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告が対象です。

対象外 譲渡所得がある、相談内容が複雑、所得金額が高額の場合は税務署で相談してください。

日時 二月三日(水)・四日(木)

九時三〇分～十六時(十二時～十三時は除く。受付は十五時まで。相談者多数の場合は早めに受付を終了します。)

場所 福祉文化会館

◆インターネットを利用して

①e-Taxをご利用ください

平成二一年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を添付し、e-Taxを利用すると、所得税額から最高五千円の控除を受けられます(平成十九年分、平成二十年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は受けられません)。

e-Taxで所得税の確定申告をする場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信し、提出や提示を省略することができます(確定申告期限から三年間、添付書類の保存義務があり、提出や提示を求められることがあります)。利用詳細はホームページで。

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

②申告書をホームページで作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書なら郵送で税務署に提出できます。国税の各種情報も分かります。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

◆納税には安心・便利な口座振替を

口座振替なら税務署や金融機関に出向かなくても自動的に納税できます。利用には、依頼書の提出が必要ですが、一度提出すれば継続されます。

口座振替を利用しない場合は、自分で納付書に金額を記入し、納期限までにお近くの金融機関で忘れずに納税をしてください。
※税務署から改めて納税用紙は送付しません。

振替日

①所得税(第三期分) 四月二十二日(木)

②消費税(個人事業者) 四月二十七日(火)

税務課 からのお知らせ

問合せ 税務課

☎内線二五一～二五三

◆所得税の確定申告を町役場でも受付

所得の種類が給与か年金のみで、医療費控除などの諸控除を受ける場合は、町役場でも所得税の申告相談をしています。

期間 二月十六日(火)～三月十五日(月)(閉庁日は除く)

時間 九時～十六時(十二時～十三時は除く)

場所 役場四階大会議室

対象外 事業所得、不動産所得、配当所得、報酬に係る雑所得(原稿料や講演料等)、一時所得(生命保険契約等に基づく一時金等)、譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権等)、災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅借入金等特別控除等

※鎌倉税務署で申告してください

◆仮収受

できあがっている所得税申告書・消費税申告書は、所得や控除の種類に関係なく、町役場税務課窓口で三月十五日(月)まで受け付けています。

◆住民税住宅借入金等特別税額控除

平成一一年から平成一八年に所得税の住宅ローン控除の対象となる家屋などに入居した人で、所得税で控除しきれない場合は、翌年度の住民税(町・県民税)で住宅ローン控除の適用を受けるため、専用の申告書を提出していました。税制改正により、今年から申告書の提出が不要になります。住民税における住宅ローン控除の判定と控除額の計算は、町が確定申告書や給与支払報告書の内容をもとに行います。また、平成二一年から平成二五年に対象となる家屋などに入居した人にも、住民税の住宅ローン控除の適用対象者が拡大され、所得税で住宅ローン控除を控除しきれない場合は、翌年度の住民税から控除します。

介護予防事業に関する基本 チェックリスト調査を実施します

高齢者に介護が必要となる背景には、骨折・転倒・関節疾患を原因とする生活機能の低下があります。

町では生活機能の維持や向上に効果的な介護予防事業をしています。

●介護予防事業の流れ

①要支援・要介護認定を受けていない七五～八四歳(平成二二年四月一日現在)の人を対象に、国が指定する基準のチェックリストを二月中旬に送付します。

ご自身の身体の状態を把握する良い機会となりますので、ご記入のうえ、福祉課介護高齢係に返送してください。

②国の基準に基づいて判定した結果、介護予防が必要と思われる人に、医療機関で介護予防健診を受診するための受診

券を四月ごろ送付します。

(費用無料)

③受診の結果に応じて、筋力向上や栄養状態の改善などを目指す「介護予防教室」におさそいします。詳細は、個別に送付する通知でご確認ください。

*調査等の結果、介護予防の必要性がない人には、特にご連絡はいたしません。

*調査対象ではない六五歳以上の人で、基本チェックリストを希望する人は、福祉課までお問い合わせください。

問合せ 福祉課☎内線二三二～二三四

町長と語る

トーク広場

第57回

晴れて222人が大人の仲間入り

～和やかで、盛り上がった成人式～

「成人の日」の先月一日、平成二年の葉山町成人式が催され、温かい祝福と激励の中、二二二人の新人が晴れて大人の仲間入りをしました。企画・演出・運営までを担当し、成人式の盛り上げに活躍したのが、男女八人の実行委員の皆さんです。式の終了後、自ら手がけた成人式の感想や二〇歳を迎えた今の心境、将来の夢などを伺いました。

町長 成人おめでとございます。和やかで、ぬくもりのある、とても素晴らしい成人式でした。準備に奔走された皆さんの感想はいかがですか。伊東 本番がうまくいくか心配でし

たが、予想以上によくできたと思います。

笹本 自己採点をすれば、五〇〇点。それくらい素晴らしい成人式だったと自負しています(笑)。

山本 式典の後、祝賀会場への移動がもたつきました。誘導に問題があったのでは、と反省しています。

町長 皆さんも二〇歳を迎え、大人の仲間入りをしたわけですが、今の気持ちはいかがですか。

伊東 正直、大人になった実感は余りありません。「早く大人になりたい」と思う一方で、「まだ一〇代でいたい」という気持ちも強く、ふたつの心がせめぎ合っている感じですよ。

水野 私は二〇歳になってすぐ総選挙があり、投票に行きました。その時に、大人になったと実感しました。

市川 今まででは親に守られる立場でしたが、これからは違います。「誓いの言葉」の中でも述べましたが、大人としての自覚と責任感を持ち、しっかりと勉強して、社会に貢献できるように頑張りたいと思います。

町長 二〇歳になって、いま一番したいことは何ですか。

小菅 私は選挙に参加したい。夏には参議院選挙がありますし、政治のことをしっかりと勉強したうえで、投票に行き、大人としての権利と義務を果たしたいと思っています。

町長 それは大切なことですね。皆さんの一票によって、政治が動くわけですから、大人になった証でもある投票権をムダにしないでください。

とところで、今は二〇歳からが「成人」ですが、これを一八歳に引き下げるべきだとの意見があります。これについてはどう思いますか。

山上 いざ自分が二〇歳になってみると、二〇歳はまだまだ子どもです。成人が一八歳から、というのは早過ぎる気がします。

森 私も同感です。成人はもっと遅く、二二歳くらいでもいいと思います。

町長 そうか、皆さんは余り早く大人になりたくないんですね。よく分かりました(笑)。さて、二〇歳を迎えた皆さんの人生は前途洋々です。最後に、将来の夢を聞かせてください。

山上 僕は四月から就職し、自動車整備のスペシャリストをめざします。

笹本 保育士になるか、大好きなダンスに賭けるか。今はその両方を揺れています。

山本 大学で農業の勉強をしています。食糧生産は大切な仕事ですし、将来は農業を支える仕事に就きたいです。

水野 私も農学部ですが、専門は遺伝子です。できれば大学院に進み、研究の世界で仕事をしたいと考えています。

伊東 今、大学二年生です。進路はまだ決まっていません。卒業までに

いろいろ勉強して、自分のしたいことを見つけてつもりです。

森 私も大学二年生です。今は「学生時代は多くの経験を積み」と言うのをめくり、見聞を広めたいという夢もあります。

小菅 私の夢はカメラマンになること。そして、世界中の人々の素敵な笑顔を撮りまくりたい。

市川 僕は医学部で学んでいます。まだ一年生ですが、将来は外科医になって、多くの命を救いたいと思います。

町長 皆さん、自分の夢をしっかりと持っていて、頼もしい限りです。それぞれの夢に向かって、頑張ってください。



“医療”と“介護”の負担が高額となった世帯へ ～高額介護合算療養費制度のお知らせ～

1 高額介護合算療養費とは…医療と介護の費用負担が軽減される、新たな制度です。

医療と介護の各制度 からそれぞれ給付

従来の制度
(今後も継続)

1か月(同じ月内)の自己負担額(※1)が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分については、申請により、

- ☆医療費は「高額療養費」
- ☆介護(予防)サービス費は「高額介護(予防)サービス費」として、払い戻されます。

なお残る自己負担を 合算して給付

新たな制度

後期高齢者医療制度の世帯において、医療と介護の両方に自己負担があり、平成20年4月1日～平成21年7月31日に支払った「医療保険」と「介護保険」の自己負担額を合計し、基準額(※2)を超えた分については、申請により、「高額介護合算療養費」として、さらに払い戻されます。

2 ご自身が該当すると思われる場合には…

後期高齢者医療制度にご加入で給付対象の人には準備が整い次第、「申請のご案内」をお送りする予定ですが以下の人については負担額を確認できないため、ご案内をお送りできません。以下の人で、医療保険と介護保険の負担の合計が非常に高額になっていて、該当すると思われる場合には、下記の申請先までお問い合わせください。

計算期間(平成20年4月1日～平成21年7月31日)に、

- (1) 保険の変更があった人
 - ・市町村を越えて転居した人
 - ・75歳の誕生日を迎えられた人
- (2) 住所地特例の認定を受けている人 など

3 申請先は…平成21年7月31日に加入していた医療保険の窓口となります。

4 申請に必要なものは…

- (1) 医療の保険証 (2) 介護の保険証 (3) 印鑑[朱肉使用の印] (4) 通帳など口座番号のわかるもの (5) 自己負担額証明書(保険に変更のあった人は変更前の保険から入手してください。)

(※1) 「自己負担額」に含まれないもの

- ① 医療 [高額療養費対象外のもの]
 - ・ 保険外の診療
 - ・ 入院時の食費、居住費
 - ・ 差額ベッド代など
 - ② 介護 [高額介護(予防)サービス費対象外のもの]
 - ・ 保険外の介護(予防)サービス
 - ・ 入所時等の食費、居住費(滞在費)
 - ・ 特定福祉用具購入費(特定介護予防福祉用具購入費)
 - ・ 住宅改修費(介護予防住宅改修費) など
- 【高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、既に払い戻しを受けた分は自己負担額から差し引かれます。】

(※2) 基準額(介護合算算定基準額)

所得区分		介護合算算定基準額 (平成20年4月1日～平成21年7月31日)
現役並み所得者		89万円
一般		75万円
低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)	注)世帯全員が市町村民税非課税	41万円
低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)		25万円

〈高額介護合算療養費のイメージ図〉

